

平成29年6月22日

(第4回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

|         |   |             |
|---------|---|-------------|
| 議案第 1 号 | 美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について                         | ----- 1     |
| 議案第 2 号 | 美瑛町税条例の一部改正について                                 | ----- 2~12  |
| 議案第 3 号 | 美瑛町都市計画税条例の一部改正について                             | ----- 13~14 |
| 議案第 4 号 | 過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について             | ----- 15    |
| 議案第 5 号 | 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について | ----- 16~17 |
| 議案第 6 号 | 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について                            | ----- 18~19 |
| 議案第 7 号 | 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について                            | ----- 20~21 |
| 議案第 8 号 | 美瑛町立学校設置条例の一部改正について                             | ----- 22    |
| 議案第 9 号 | 平成29年度美瑛町一般会計補正予算について                           | ----- 23~36 |
| 議案第10号  | 平成29年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について                   | ----- 37~42 |
| 議案第11号  | 美瑛町特別功労者の推薦について                                 | ----- 43    |
| 議案第12号  | 美瑛町特別功労者の推薦について                                 | ----- 44    |
| 議案第13号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第14号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第15号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第16号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第17号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第18号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第19号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第20号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第21号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第22号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |
| 議案第23号  | 農業委員会委員の任命について                                  | ----- 45~46 |

|         |                                 |       |       |
|---------|---------------------------------|-------|-------|
| 議案第 24号 | 農業委員会委員の任命について                  | ----- | 45~46 |
| 議案第 25号 | 農業委員会委員の任命について                  | ----- | 45~46 |
| 議案第 26号 | 農業委員会委員の任命について                  | ----- | 45~46 |
| 議案第 27号 | 農業委員会委員の任命について                  | ----- | 45~46 |
| 議案第 28号 | 請負契約の締結について                     | ----- | 47    |
| 議案第 29号 | 請負契約の締結について                     | ----- | 48    |
| 議案第 30号 | 請負契約の締結について                     | ----- | 49    |
| 議案第 31号 | 請負契約の締結について                     | ----- | 50    |
| 議案第 32号 | 請負契約の締結について                     | ----- | 51    |
| 議案第 33号 | 請負契約の一部変更について                   | ----- | 52    |
| 議案第 34号 | 請負契約の一部変更について                   | ----- | 53    |
| 議案第 35号 | 財産の取得について                       | ----- | 54    |
| 議案第 36号 | 財産の取得について                       | ----- | 55    |
| 議案第 37号 | 財産の取得について                       | ----- | 56    |
| 報告第 1号  | 専決処分について                        | ----- | 57    |
| 報告第 2号  | 平成28年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越<br>計算書について | ----- | 58~60 |
| 報告第 3号  | 美瑛町土地開発公社の経営状況について              | ----- | 61~65 |
| 報告第 4号  | 有限会社美瑛物産公社の経営状況について             | ----- | 66~70 |
| 報告第 5号  | 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況に<br>ついて    | ----- | 71~75 |
| 報告第 6号  | 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営<br>状況について | ----- | 76~80 |

## 議案第1号

### 美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

#### 美瑛町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の旅費に関する条例（昭和37年美瑛町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「採用された職員」の次に「のうち、規則で定める者」を加える。

第3条第2項及び第24条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 2 号

### 美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

#### 美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告

書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「につ

いてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにおいて、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」

を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

第83条の第2項中「7月1日から同月31日」を「6月1日から同月30日」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の2項を加える。



15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合

には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から

平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した

金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書

- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第83条第2項の規定 平成30年4月1日
- (2) 附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日

##### （町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美瑛町税条例

(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する

固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 町長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

議案第 3 号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

美瑛町都市計画税条例（昭和 47 年美瑛町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 5 項及び第 7 項」を「附則第 6 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項及び第 8 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」に、「附則第 8 項から第 10 項まで」を「附則第 9 項から第 11 項まで」に、「附則第 10 項」を「附則第 11 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 5 項」を「附則第 6 項」に改め、同項を附則第 8 項と



する。

附則第6項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（法附則第15条第45項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
改正について

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 2 年美瑛町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 28 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 3 月 31 日」に、「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする）」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

議案第5号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成28年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 町内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額は、第1項に定める額の半額とする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第1備考1中「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め、同表備考5中「で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合」を削る。

別表第2中「市町村民税所得割の額48,600円以上72,800円未満の世帯」を「市町村民税所得割の額48,600円以上77,101円未満の世帯」に、「12,200円」を「12,000円」に、「市町村民税所得割の額72,800円以上97,000円未満の世帯」を「市町村民税所得割の額77,101円以上97,000円未満の世帯」に改め、同表備考1中「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2

項並びに附則第45条」に改め、同表備考6中「で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合」を削り、同表備考に次のように加える。

7 市町村民税非課税世帯におけるこの表の適用については、2人目以降無料とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第3条の改正規定は平成29年9月1日から施行する。

議案第6号

美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「1,500円」に、「6,000円」を「3,000円」に改める。

別表備考2中「及び附則第45条」を「、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条」に改め、同表備考3中「階層区分が市町村民税非課税であるひとり親世帯以外の世帯及び市町村民税課税世帯である世帯」を「市町村民税課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯」に改め、同表備考4中「であって、同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合」を削り、同表備考に次のように加える。

- 5 階層区分が市町村民税非課税世帯であるひとり親世帯以外の世帯におけるこの表の適用については、最年長の子どもから2人目以降無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表中「3,000円」を「1,500円」に、「6,000円」を

「3,000円」に改める部分は、平成29年9月1日から施行する。

議案第7号

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町定住促進住宅条例の一部を改正する条例

美瑛町定住促進住宅条例（平成25年美瑛町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 名称        | 位置              |
|-----------|-----------------|
| 本町住宅1号室   | 美瑛町本町3丁目4番2号    |
| 本町住宅2号室   | 美瑛町本町3丁目4番17号   |
| 栄町住宅1号室   | 美瑛町栄町2丁目1番23号   |
| 東町住宅1号室   | 美瑛町東町4丁目3番16号   |
| 東町住宅2号室   | 美瑛町東町4丁目11番14号  |
| 美馬牛住宅1号室  | 美瑛町美馬牛南2丁目2番66号 |
| 美馬牛住宅2号室  | 美瑛町美馬牛南2丁目2番62号 |
| 美沢住宅1号室   | 美瑛町字美沢中央        |
| 下宇莫別住宅1号室 | 美瑛町字下宇莫別朝日      |
| 下宇莫別住宅2号室 | 美瑛町字下宇莫別朝日      |

別表第2（第8条関係）

| 名称        | 家賃（月額）  |
|-----------|---------|
| 本町住宅1号室   | 30,000円 |
| 本町住宅2号室   | 30,000円 |
| 栄町住宅1号室   | 40,000円 |
| 東町住宅1号室   | 25,000円 |
| 東町住宅2号室   | 25,000円 |
| 美馬牛住宅1号室  | 20,000円 |
| 美馬牛住宅2号室  | 20,000円 |
| 美沢住宅1号室   | 20,000円 |
| 下宇莫別住宅1号室 | 30,000円 |
| 下宇莫別住宅2号室 | 20,000円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 8 号

美瑛町立学校設置条例の一部改正について

美瑛町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町立学校設置条例の一部を改正する条例

美瑛町立学校設置条例（昭和 46 年美瑛町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 美瑛町立美進小学校の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

平成29年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,095,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款           | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計          |
|-------------|---------|-----------|---------|------------|
| 9 地方交付税     |         | 4,545,600 | 800     | 4,546,400  |
|             | 1 地方交付税 | 4,545,600 | 800     | 4,546,400  |
| 12 使用料及び手数料 |         | 182,045   | 560     | 182,605    |
|             | 1 使用料   | 146,202   | 560     | 146,762    |
| 13 国庫支出金    |         | 897,361   | 24,533  | 921,894    |
|             | 2 国庫補助金 | 390,702   | 24,533  | 415,235    |
| 14 道支出金     |         | 921,546   | 21,987  | 943,533    |
|             | 2 道補助金  | 616,475   | 21,987  | 638,462    |
| 16 寄附金      |         | 1         | 12,057  | 12,058     |
|             | 1 寄附金   | 1         | 12,057  | 12,058     |
| 17 繰入金      |         | 272,681   | 48,300  | 320,981    |
|             | 1 繰入金   | 272,681   | 48,300  | 320,981    |
| 18 繰越金      |         | 22,341    | 49,258  | 71,599     |
|             | 1 繰越金   | 22,341    | 49,258  | 71,599     |
| 19 諸収入      |         | 217,534   | 10,505  | 228,039    |
|             | 5 雑入    | 114,211   | 10,505  | 124,716    |
| 20 町債       |         | 1,302,400 | 23,200  | 1,325,600  |
|             | 1 町債    | 1,302,400 | 23,200  | 1,325,600  |
| 歳入          | 合計      | 9,903,800 | 191,200 | 10,095,000 |

## 2 歳 出

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額     | 補 正 額   | 計          |
|----------|-----------|-----------|---------|------------|
| 2 総務費    |           | 1,638,018 | 23,645  | 1,661,663  |
|          | 1 総務管理費   | 1,605,111 | 23,645  | 1,628,756  |
| 3 民生費    |           | 962,730   | 393     | 963,123    |
|          | 1 社会福祉費   | 513,187   | 388     | 513,575    |
|          | 2 児童福祉費   | 449,543   | 5       | 449,548    |
| 4 衛生費    |           | 1,000,181 | 2,052   | 1,002,233  |
|          | 2 清掃費     | 243,657   | 2,052   | 245,709    |
| 6 農林水産業費 |           | 1,255,467 | 29,045  | 1,284,512  |
|          | 1 農業費     | 823,310   | 29,045  | 852,355    |
| 7 商工費    |           | 540,735   | 55,200  | 595,935    |
|          | 1 商工費     | 419,419   | 55,200  | 474,619    |
| 8 土木費    |           | 1,228,264 | 54,011  | 1,282,275  |
|          | 2 道路橋梁費   | 505,598   | 3,400   | 508,998    |
|          | 5 住宅費     | 29,089    | 50,611  | 79,700     |
| 10 教育費   |           | 670,592   | 14,797  | 685,389    |
|          | 1 教育総務費   | 206,829   | 14,797  | 221,626    |
| 12 諸支出金  |           | 468,548   | 12,057  | 480,605    |
|          | 1 普通財産取得費 | 318       | 12,057  | 12,375     |
| 歳 出      | 合 計       | 9,903,800 | 191,200 | 10,095,000 |

## 第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

| 起債の目的                       | 変 更 前           |                    |            |  | 変 更 後                  |        |        |           |
|-----------------------------|-----------------|--------------------|------------|--|------------------------|--------|--------|-----------|
|                             | 限 度 額           | 起債の方法              | 利 率        | 償 還 の 方 法  | 限 度 額                  | 起債の方法  | 利 率    | 償 還 の 方 法 |
| 過疎対策事業<br>(ソフト分)<br>商工業振興事業 | 997,900<br>( 0) | 証書借入<br>又は証券<br>発行 | 3.0%<br>以内 | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。 | 1,021,100<br>( 23,200) | 変更前に同じ | 変更前に同じ | 変更前に同じ    |
| 合 計                         | 1,302,400       |                    |            |  | 1,325,600              |        |        |           |

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

| 款 項 目 |   |          | 補正前の額     | 補 正 額     | 計         |
|-------|---|----------|-----------|-----------|-----------|
| 9     |   | 地方交付税    | 4,545,600 | 800       | 4,546,400 |
|       | 1 | 地方交付税    | 4,545,600 | 800       | 4,546,400 |
|       |   | 1        | 地方交付税     | 4,545,600 | 800       |
| 12    |   | 使用料及び手数料 | 182,045   | 560       | 182,605   |
|       | 1 | 使用料      | 146,202   | 560       | 146,762   |
|       |   | 5        | 商工使用料     | 12,615    | 560       |
| 13    |   | 国庫支出金    | 897,361   | 24,533    | 921,894   |
|       | 2 | 国庫補助金    | 390,702   | 24,533    | 415,235   |
|       |   | 1        | 総務費補助金    | 44,279    | 24,145    |
|       | 2 | 民生費補助金   | 11,808    | 388       | 12,196    |
| 14    |   | 道支出金     | 921,546   | 21,987    | 943,533   |
|       | 2 | 道補助金     | 616,475   | 21,987    | 638,462   |
|       |   | 4        | 農林水産業費補助金 | 546,726   | 21,987    |
| 16    |   | 寄附金      | 1         | 12,057    | 12,058    |
|       | 1 | 寄附金      | 1         | 12,057    | 12,058    |
|       |   | 1        | 寄附金       | 1         | 12,057    |
| 17    |   | 繰入金      | 272,681   | 48,300    | 320,981   |
|       | 1 | 繰入金      | 272,681   | 48,300    | 320,981   |
|       |   | 1        | 繰入金       | 272,681   | 48,300    |
| 18    |   | 繰越金      | 22,341    | 49,258    | 71,599    |
|       | 1 | 繰越金      | 22,341    | 49,258    | 71,599    |
|       |   | 1        | 繰越金       | 22,341    | 49,258    |
| 19    |   | 諸収入      | 217,534   | 10,505    | 228,039   |
|       | 5 | 雑収入      | 114,211   | 10,505    | 124,716   |
|       |   | 4        | 雑収入       | 114,208   | 10,505    |
| 20    |   | 町債       | 1,302,400 | 23,200    | 1,325,600 |
|       | 1 | 町債       | 1,302,400 | 23,200    | 1,325,600 |
|       |   | 5        | 商工債       | 84,100    | 23,200    |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節              |        | 説                                     | 明                |
|----------------|--------|---------------------------------------|------------------|
| 区 分            | 金 額    |                                       |                  |
| 1 地方交付税        | 800    | 1 特別交付税                               |                  |
| 1 商工使用料        | 560    | 1 セカンドホームびえい使用料                       |                  |
| 1 総務管理費<br>補助金 | 24,145 | 1 地方創生推進交付金                           |                  |
| 1 社会福祉費<br>補助金 | 388    | 1 地域介護・福祉空間整備推進交付金                    |                  |
| 1 農業費補助<br>金   | 21,987 | 1 強い農業づくり交付金                          |                  |
| 1 寄 附 金        | 12,057 | 1 まちづくり寄附金                            |                  |
| 1 繰 入 金        | 48,300 | 1 公共施設等整備基金繰入金<br>2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金 | 26,200<br>22,100 |
| 1 繰 越 金        | 49,258 | 1 前年度繰越金                              |                  |
| 2 雑 入          | 10,505 | 1 日本スポーツ振興センター補償金<br>2 農山漁村振興交付金      | 5<br>10,500      |
| 1 商 工 債        | 23,200 | 1 商工債<br>(1) 過疎対策（ソフト分）商工業振興事業債       |                  |

## (歳出)

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額      | 計         | 補正額の財源内訳 |           |               |        |
|-------|-------|------------|-----------|----------|-----------|---------------|--------|
|       |       |            |           | 特定財源     | 一般財源      |               |        |
| 2     |       | 総務費        | 1,638,018 | 23,645   | 1,661,663 | 10,500        | 13,145 |
|       | 1     | 総務管理費      | 1,605,111 | 23,645   | 1,628,756 | 10,500        | 13,145 |
|       | 2     | 一般管理費      | 64,644    | 1,470    | 66,114    |               | 1,470  |
|       | 7     | 地域振興費      | 98,112    | 11,300   | 109,412   | 諸収入<br>10,500 | 800    |
|       | 12    | 諸 費        | 68,745    | 10,875   | 79,620    |               | 10,875 |
| 3     |       | 民生費        | 962,730   | 393      | 963,123   | 393           |        |
|       | 1     | 社会福祉費      | 513,187   | 388      | 513,575   | 388           |        |
|       | 2     | 高齢者福祉<br>費 | 86,285    | 388      | 86,673    | 国庫支出金<br>388  |        |
|       | 2     | 児童福祉費      | 449,543   | 5        | 449,548   | 5             |        |
|       | 2     | 保育所費       | 172,205   | 5        | 172,210   | 諸収入<br>5      |        |

(一般会計)



(単位：千円)

| 節                 |        | 説明                          | 明                  |
|-------------------|--------|-----------------------------|--------------------|
| 区分                | 金額     |                             |                    |
| 11 需用費            | 500    | 1 みんなで歩むまちづくり               | 1,470              |
|                   |        | (1) 一般管理事業                  | 1,470              |
| 12 役務費            | 970    | 食糧費                         | (500)              |
|                   |        | 通信運搬費(物)                    | (970)              |
| 13 委託料            | 800    | 1 みんなで歩むまちづくり               | 11,300             |
|                   |        | (1) 地域おこし協力隊管理事業            | 800                |
| 19 負担金補助<br>及び交付金 | 10,500 | 業務委託(物)                     | (800)              |
|                   |        | (2) 農泊推進対策事業<br>補助金(補)      | 10,500<br>(10,500) |
| 8 報償費             | 10,792 | 1 みんなで歩むまちづくり               | 10,875             |
|                   |        | (1) 特別功労者表彰事業               | 1,200              |
| 12 役務費            | 83     | 記念品                         | (200)              |
|                   |        | 祝金                          | (1,000)            |
|                   |        | (2) まちづくり寄附管理事業             | 9,675              |
|                   |        | 報償(物)                       | (9,592)            |
|                   |        | 手数料(物)                      | (83)               |
| 19 負担金補助<br>及び交付金 | 388    | 1 とともに支え合うまちづくり             | 388                |
|                   |        | (1) 地域介護・福祉空間整備事業<br>交付金(補) | 388<br>(388)       |
| 22 補償補填及<br>び賠償金  | 5      | 1 とともに支え合うまちづくり             | 5                  |
|                   |        | (1) 保育センター管理運営事業<br>補償金(補)  | 5<br>(5)           |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額  | 計         | 補正額の財源内訳 |           |                |       |
|-------|-------|--------|-----------|----------|-----------|----------------|-------|
|       |       |        |           | 特定財源     | 一般財源      |                |       |
| 4     |       | 衛生費    | 1,000,181 | 2,052    | 1,002,233 |                | 2,052 |
|       | 2     | 清掃費    | 243,657   | 2,052    | 245,709   |                | 2,052 |
|       | 1     | 清掃総務費  | 87,249    | 205      | 87,454    |                | 205   |
|       | 3     | し尿処理費  | 83,808    | 1,847    | 85,655    |                | 1,847 |
| 6     |       | 農林水産業費 | 1,255,467 | 29,045   | 1,284,512 | 21,987         | 7,058 |
|       | 1     | 農業費    | 823,310   | 29,045   | 852,355   | 21,987         | 7,058 |
|       | 2     | 農業振興費  | 794,937   | 22,078   | 817,015   | 道支出金<br>21,987 | 91    |
|       | 3     | 畜産業費   | 16,253    | 6,967    | 23,220    |                | 6,967 |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節                 |        | 説   | 明  |
|-------------------|--------|---|--|
| 区 分               | 金 額    |   |  |
| 19 負担金補助<br>及び交付金 | 205    | 1 安全・安心なまちづくり<br>(1) ゴミステーション施設整備補助事業<br>補助金(補)                               | 205<br>205<br>(205)                        |
| 11 需用費            | 1,847  | 1 安全・安心なまちづくり<br>(1) 浄化センター管理運営事業<br>修繕料(事)                                   | 1,847<br>1,847<br>(1,847)                  |
| 19 負担金補助<br>及び交付金 | 22,078 | 1 足腰の強い産業づくり<br>(1) 強い農業づくり交付金事業<br>補助金(事)<br>(2) 新規就農者技術習得管理施設整備事業<br>負担金(事) | 22,078<br>21,987<br>(21,987)<br>91<br>(91) |
| 13 委託料            | 1,545  | 1 足腰の強い産業づくり<br>(1) 畜産振興管理事業<br>業務委託(事)                                       | 6,967<br>1,545<br>(1,545)                  |
| 15 工事請負費          | 5,422  | (2) 白金牧場管理運営事業<br>維持補修工事(事)   | 5,422<br>(5,422)                           |

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額       | 計         | 補正額の財源内訳 |           |   |        |
|-------|-------|-------------|-----------|----------|-----------|---|--------|
|       |       |             |           | 特定財源     | 一般財源      |   |        |
| 7     |       | 商 工 費       | 540,735   | 55,200   | 595,935   | 52,330  | 2,870  |
|       | 1     | 商 工 費       | 419,419   | 55,200   | 474,619   | 52,330  | 2,870  |
|       | 2     | 商工業振興<br>費  | 133,930   | 34,500   | 168,430   | 国庫支出金<br>5,000<br>地方債<br>23,200<br>繰入金<br>4,500 | 1,800  |
|       | 7     | 移住対策費       | 4,296     | 20,700   | 24,996    | 国庫支出金<br>10,070<br>使用料<br>560<br>繰入金<br>9,000   | 1,070  |
| 8     |       | 土 木 費       | 1,228,264 | 54,011   | 1,282,275 | 43,875  | 10,136 |
|       | 2     | 道路橋梁費       | 505,598   | 3,400    | 508,998   |   | 3,400  |
|       | 1     | 道路維持修<br>繕費 | 78,640    | 3,400    | 82,040    |   | 3,400  |
|       | 5     | 住 宅 費       | 29,089    | 50,611   | 79,700    | 43,875  | 6,736  |
|       | 1     | 住宅管理費       | 19,965    | 24,411   | 44,376    | 国庫支出金<br>9,075<br>繰入金<br>8,600                  | 6,736  |
|       | 2     | 住宅建設費       | 9,124     | 26,200   | 35,324    | 繰入金<br>26,200                                   |        |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節                 |        | 説   | 明  |
|-------------------|--------|---|--|
| 区 分               | 金 額    |   |  |
|                   |        |   |  |
| 19 負担金補助<br>及び交付金 | 34,500 | 1 足腰の強い産業づくり<br>(1) 美瑛町消費活性化事業<br>補助金(補)<br>(2) 美瑛町商店街活性化事業<br>補助金(補) | 34,500<br>24,500<br>(24,500)<br>10,000<br>(10,000) |
| 11 需用費            | 700    | 1 足腰の強い産業づくり<br>(1) セカンドホームツーリズム事業<br>修繕料(物)                          | 20,700<br>700<br>(700)                             |
| 19 負担金補助<br>及び交付金 | 20,000 | (2) 美瑛町定住住宅取得助成事業<br>補助金(補)   | 20,000<br>(20,000)                                 |
|                   |        |   |  |
| 13 委託料            | 3,400  | 1 安全・安心なまちづくり<br>(1) 道路維持修繕事業<br>建築・土木委託(事)                           | 3,400<br>3,400<br>(3,400)                          |
|                   |        |   |  |
| 11 需用費            | 8,000  | 1 安全・安心なまちづくり<br>(1) 町営住宅管理事業<br>修繕料(維)                               | 24,411<br>8,000<br>(8,000)                         |
| 12 役務費            | 11     | (2) 定住促進住宅購入事業<br>手数料(事)  | 16,411<br>(11)                                     |
| 17 公有財産購<br>入費    | 16,400 | 建物等購入費(事)   | (16,400)   |
|                   |        |   |  |
| 13 委託料            | 1,200  | 1 安全・安心なまちづくり<br>(1) 町営住宅建設事業<br>業務委託(事)                              | 26,200<br>26,200<br>(1,200)                        |
| 15 工事請負費          | 25,000 | 建設工事費   | (25,000)   |

| 款 項 目 | 補正前の額                     | 補 正 額   | 計      | 補正額の財源内訳 |               |        |
|-------|---------------------------|---------|--------|----------|---------------|--------|
|       |                           |         |        | 特定財源     | 一般財源          |        |
| 10    | 教育費                       | 670,592 | 14,797 | 685,389  |               | 14,797 |
|       | 1 教育総務費                   | 206,829 | 14,797 | 221,626  |               | 14,797 |
|       | 2 事務局費                    | 51,852  | 14,797 | 66,649   |               | 14,797 |
| 12    | 諸支出金                      | 468,548 | 12,057 | 480,605  | 12,057        |        |
|       | 1 普通財産取得費                 | 318     | 12,057 | 12,375   | 12,057        |        |
|       | 8 丘のまちび<br>えいまちづ<br>くり基金費 | 0       | 12,057 | 12,057   | 寄附金<br>12,057 |        |

(一般会計)

(単位：千円)

| 節        |        | 説   | 明                            |
|----------|--------|---|------------------------------|
| 区 分      | 金 額    |   |                              |
|          |        |   |                              |
|          |        |   |                              |
| 4 共 済 費  | 14,797 | 1 まちを動かす人づくり<br>(1) 教育委員会事務局管理事業<br>共済費               | 14,797<br>14,797<br>(14,797) |
|          |        |   |                              |
|          |        |   |                              |
| 25 積 立 金 | 12,057 | 1 みんなで歩むまちづくり<br>(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業<br>積立金 (積) | 12,057<br>12,057<br>(12,057) |

議案第10号

平成29年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,733千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜 田 哲



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項     | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|---------|-------|---------|-------|---------|
| 4 諸 収 入 |       | 59,040  | 6,733 | 65,773  |
|         | 2 雑 入 | 10      | 6,733 | 6,743   |
| 歳 入 合 計 |       | 105,758 | 6,733 | 112,491 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| 3 基金積立金 |         | 0       | 6,733 | 6,733   |
|         | 1 基金積立金 | 0       | 6,733 | 6,733   |
| 歳 出 合 計 |         | 105,758 | 6,733 | 112,491 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

| 款 項 目 |       | 補正前の額  | 補 正 額 | 計      |
|-------|-------|--------|-------|--------|
| 4     | 諸 収 入 | 59,040 | 6,733 | 65,773 |
| 2     | 雑 入   | 10     | 6,733 | 6,743  |
| 1     | 雑 入   | 10     | 6,733 | 6,743  |

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

| 節   |   | 金額    | 説明            |
|-----|---|-------|---------------|
| 区分  |   |       |               |
| 1 雑 | 入 | 6,733 | 1 施設運営事業利益納付金 |

## (歳出)

| 款 項 目 | 補正前の額         | 補 正 額 | 計     | 補正額の財源内訳 |              |  |
|-------|---------------|-------|-------|----------|--------------|--|
|       |               |       |       | 特定財源     | 一般財源         |  |
| 3     | 基金積立金         | 0     | 6,733 | 6,733    | 6,733        |  |
| 1     | 基金積立金         | 0     | 6,733 | 6,733    | 6,733        |  |
| 1     | 老人保健施設事業基金積立金 | 0     | 6,733 | 6,733    | 諸収入<br>6,733 |  |

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

| 節        |       | 説                         | 明       |
|----------|-------|---------------------------|---------|
| 区 分      | 金 額   |                           |         |
|          |       |                           |         |
|          |       |                           |         |
| 25 積 立 金 | 6,733 | 1 みんなで歩むまちづくり             | 6,733   |
|          |       | (1) 老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業 | 6,733   |
|          |       | 積立金 (積)                   | (6,733) |

議案第 1 1 号

美瑛町特別功労者の推薦について

下記の者を美瑛町特別功労者としたいので、美瑛町特別功労者表彰条例第 3 条の規定に基づき推薦し、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

|      |                     |
|------|---------------------|
| 住 所  | 美瑛町字美瑛原野 5 線        |
| 氏 名  | 齊 藤 正               |
| 生年月日 | 昭和 2 1 年 5 月 1 5 日生 |

議案第 1 2 号

美瑛町特別功労者の推薦について

下記の者を美瑛町特別功労者としたいので、美瑛町特別功労者表彰条例第 3 条の規定に基づき推薦し、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 住 所  | 美瑛町字俵真布第 1            |
| 氏 名  | 大 西 昭 男               |
| 生年月日 | 昭和 2 1 年 1 0 月 2 2 日生 |

農業委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 議案番号   | 住所        | 氏名   | 生年月日         |
|--------|-----------|------|--------------|
| 議案第13号 | 美瑛町字美沢早崎  | 平間初美 | 昭和34年 1月27日生 |
| 議案第14号 | 美瑛町字赤羽    | 上村昌規 | 昭和43年 2月16日生 |
| 議案第15号 | 美瑛町字新区画向上 | 森平敏文 | 昭和35年 6月29日生 |
| 議案第16号 | 美瑛町字藤野協成  | 打田佳史 | 昭和38年 2月10日生 |



|        |               |       |              |
|--------|---------------|-------|--------------|
| 議案第17号 | 美瑛町字美園        | 川崎章道  | 昭和27年12月7日生  |
| 議案第18号 | 美瑛町字北瑛第3      | 只野透   | 昭和37年12月16日生 |
| 議案第19号 | 美瑛町字朗根内       | 谷本憲一  | 昭和38年2月2日生   |
| 議案第20号 | 美瑛町字旭第3       | 荒川博彦  | 昭和42年2月12日生  |
| 議案第21号 | 美瑛町字みどり       | 古川勝義  | 昭和31年1月20日生  |
| 議案第22号 | 美瑛町字瑠辺薬第3     | 斉藤幸一  | 昭和32年8月22日生  |
| 議案第23号 | 美瑛町字美馬牛大成     | 鈴木義満  | 昭和37年8月12日生  |
| 議案第24号 | 美瑛町字新区画向上     | 谷口学   | 昭和43年12月28日生 |
| 議案第25号 | 美瑛町字北瑛第3      | 浦島規生  | 昭和36年1月30日生  |
| 議案第26号 | 美瑛町字置杵牛上精美    | 福家敏春  | 昭和29年3月24日生  |
| 議案第27号 | 美瑛町西町2丁目2番27号 | 佐藤千代志 | 昭和33年10月30日生 |

議案第28号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 工事名                   | 契約の方法           | 契約金額             | 契約先                                     |
|-----------------------|-----------------|------------------|---|
| 新規就農者技術習得<br>管理施設整備工事 | 指名競争入札<br>による落札 | 円<br>210,600,000 | 美瑛町西町1丁目1番2号<br>株式会社 清水組<br>代表取締役 古川 博士 |

(参考資料)

| 工事内容                              | 工期                             | その他  |
|-----------------------------------|--------------------------------|--|
| 建築主体工事<br>電気設備工事<br>機械設備工事<br>各一式 | 自<br>本契約の翌日<br>至<br>平成30年2月20日 | 入札指名業者名<br>1. 荒井建設 株式会社<br>2. 株式会社 清水組<br>3. 株式会社 橋本川島コーポレーション<br>4. 株式会社 廣野組<br>5. 株式会社 盛永組<br><br>第1回目落札 (落札率 98.0%) |

議案第29号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 工事名              | 契約の方法       | 契約金額            | 契約先   |
|------------------|-------------|-----------------|---|
| 美瑛町本通地区流雪溝設備更新工事 | 指名競争入札による落札 | 円<br>78,840,000 | 札幌市東区北43条東1丁目4番23号<br>株式会社 東日本計装<br>代表取締役 三浦 修司 |

(参考資料)

| 工事内容                    | 工期                              | その他   |
|-------------------------|---------------------------------|---|
| 監視設備、流量計設備、分水槽設備<br>各一式 | 自<br>本契約の翌日<br>至<br>平成29年10月31日 | 入札指名業者名<br>1. 株式会社 東日本計装<br>2. 美和電気工業 株式会社 札幌支店<br>3. 株式会社 日星電機 旭川支店<br>4. 新栄クリエイト 株式会社<br><br>第1回目落札 (落札率 96.0%) |

議案第30号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 工事名                | 契約の方法       | 契約金額             | 契約先                                     |
|--------------------|-------------|------------------|---|
| 美瑛小学校改修工事（建築主体その2） | 指名競争入札による落札 | 円<br>157,680,000 | 美瑛町西町1丁目1番2号<br>株式会社 清水組<br>代表取締役 古川 博士 |

（参考資料）

| 工事内容  | 工期                             | その他  |
|---|--------------------------------|--|
| 校舎棟3階建<br>鉄筋コンクリート造<br>延床面積4,809㎡<br>建築主体工事一式<br>内部改修、非常用発電機新設、屋体煙突改修<br>他各一式 | 自<br>本契約の翌日<br>至<br>平成30年2月28日 | 入札指名業者名<br>1. 荒井建設 株式会社<br>2. 株式会社 清水組<br>3. 株式会社 橋本川島コーポレーション<br>4. 株式会社 廣野組<br>5. 株式会社 盛永組<br><br>第1回目落札（落札率94.5%） |

議案第 31 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

| 工事名                              | 契約の方法       | 契約金額         | 契約先  |
|----------------------------------|-------------|--------------|--|
| 町道朗根内上俵真布線九線橋道路災害復旧工事（上部工・取付道路工） | 指名競争入札による落札 | 91,800,000 円 | 札幌市中央区北 3 条西 3 丁目 1 番地 5 4<br>日本高圧コンクリート 株式会社<br>P C 事業部 札幌支社<br>執行役員支社長 鈴木 洋一 |

（参考資料）

| 工事内容  | 工 期                                   | そ の 他   |
|---|---------------------------------------|---|
| 橋梁上部工<br>PC ポステン T 桁橋<br>L=29.4m W=9.5m<br>取付道路工<br>L=18.3m W=7.5m<br>各一式 | 自<br>本契約の翌日<br>至<br>平成 29 年 12 月 20 日 | 入札指名業者名<br>1. 株式会社 大林組 札幌支店<br>2. 大成建設 株式会社 札幌支店<br>3. ドーピー建設工業 株式会社 北海道支店<br>4. 日本高圧コンクリート 株式会社<br>P C 事業部 札幌支社<br>5. 株式会社 ピーエス三菱 札幌営業所<br><br>第 1 回目落札（落札率 93.7%） |

議案第 3 2 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

| 工事名                  | 契約の方法           | 契約金額             | 契 約 先   |
|----------------------|-----------------|------------------|---|
| 下水汚泥コンポスト<br>ヤード整備工事 | 指名競争入札<br>による落札 | 円<br>209,304,000 | 美瑛町西町 1 丁目 1 番 2 号<br>株式会社 清水組<br>代表取締役 古川 博士 |

(参考資料)

| 工事内容  | 工 期                                 | そ の 他  |
|---|-------------------------------------|--|
| 鉄骨造り平屋建て<br>建築面積 911.81 m <sup>2</sup><br>延べ面積 854.15 m <sup>2</sup><br>建築主体<br>建築設備機械<br>建築電気設備<br>機械設備<br>電気設備<br>外構工事<br>各一式 | 自<br>本契約の翌日<br>至<br>平成 30 年 3 月 8 日 | 入札指名業者名<br>1. 荒井建設 株式会社<br>2. 株式会社 清水組<br>3. 株式会社 橋本川島コーポレーション<br>4. 株式会社 廣野組<br>5. 株式会社 盛永組<br><br>第 1 回目落札 (落札率 98.7%) |

議案第 33 号

請負契約の一部変更について

平成 29 年第 1 回美瑛町議会臨時会において議決（平成 29 年 2 月 3 日）された、請負契約の締結について（議案第 4 号）の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

| 項 目     | 変 更 前   | 変 更 後        |
|---------|---|--------------|
| 工 事 名   | 町道白金美瑛線水楽橋道路災害<br>復旧工事（仮設道路・旧橋解体）                 | 同 左          |
| 契 約 金 額 | 81,000,000 円                                      | 72,381,600 円 |
| 契 約 先   | 美瑛町旭町 1 丁目 6 番 17 号<br>株式会社 丸善建設<br>代表取締役社長 濁沼 一三 | 同 左          |

議案第34号

請負契約の一部変更について

平成29年第3回美瑛町議会臨時会において議決（平成29年5月10日）された、請負契約の締結について（議案第6号）の一部を下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 項目   | 変更前   | 変更後          |
|------|---|--------------|
| 工事名  | 丸山通り線道路改良舗装工事<br>(第2工区)                     | 同左           |
| 契約金額 | 101,304,000円                                | 130,831,200円 |
| 契約先  | 美瑛町栄町4丁目4番13号<br>浜塚建設工業株式会社<br>代表取締役社長 濱塚 努 | 同左           |



議案第35号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 取得財産                | 契約の方法       | 契約金額            | 契約先  |
|---------------------|-------------|-----------------|--|
| 農業技術研修センター畜産加工室備品一式 | 指名競争入札による落札 | 円<br>15,012,000 | 札幌市中央区北1条西7丁目1番地<br>ナラサキ産業株式会社 北海道支社<br>取締役兼執行役員 北海道支社長 濱谷 裕 |

(参考資料)

| 取得目的                    | 品名・納期   | その他  |
|-------------------------|---|--|
| 美瑛町農業技術研修センター畜産加工室整備のため | 品名<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・6面式冷凍冷蔵庫</li> <li>・プレハブ式急速凍結保存庫</li> <li>・スモークハウス</li> <li>・据置型真空包装機</li> <li>・フレークアイスメーカー</li> <li>・包丁まな板殺菌庫</li> </ul> <p style="text-align: right;">各1台</p> <p>納期<br/>平成29年9月20日</p> | 入札指名業者名<br><ul style="list-style-type: none"> <li>1. ナラサキ産業株式会社 北海道支社</li> <li>2. 株式会社 フジマック 旭川営業所</li> <li>3. ホシザキ北海道株式会社 旭川南営業所</li> </ul> <p>第1回目落札（落札率88.3%）</p> |

議案第36号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

| 取得財産             | 契約の方法 | 契約金額           | 契約先   |
|------------------|-------|----------------|---|
| 移動型プラネタリウムシステム一式 | 随意契約  | 円<br>8,640,000 | 東京都府中市矢崎町4丁目16番地<br>株式会社 五藤光学研究所<br>取締役社長 五藤 信隆 |

(参考資料)

| 取得目的            | 品名・納期・その他  |
|-----------------|--|
| 天文学習に要する体験機器の購入 | 品名 移動型プラネタリウム機器<br>エアドームスクリーン<br>他付属品一式<br>納期 平成29年8月31日<br>その他 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約 |

議案第 37 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 22 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

記

| 取得財産                | 契約の方法           | 契約金額           | 契 約 先  |
|---------------------|-----------------|----------------|--|
| ホイールローダ<br>40 型 1 台 | 指名競争入札<br>による落札 | 円<br>4,590,000 | 旭川市 6 条通 2 丁目 6・2 ビル 4 階<br>北海道運搬機 株式会社 旭川営業所<br>所長 日影館 省吾 |

(参考資料)

| 取得目的                       | 規格・形式・納期   | そ の 他   |
|----------------------------|--|---|
| 下水汚泥コン<br>ポストヤード<br>での堆肥運搬 | 規格・形式<br>ホイールローダ<br>40 型 畜産仕様<br><br>納期<br>平成 29 年 12 月 25 日 | 入札指名業者名<br>1. コマツ建機販売 株式会社 北海道カンパニー旭川支店<br>2. 日立建機日本 株式会社 美瑛営業所<br>3. 北海道運搬機 株式会社 旭川営業所<br>4. 北海道川崎建機 株式会社 旭川支店<br><br>第 1 回目落札 (落札率 60.7%) |

報告第1号

専決処分について

平成29年第1回美瑛町議会臨時会において議決（平成29年2月3日）された、請負契約の締結について（議案第3号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成29年6月6日

〔資料〕

| 項目   | 変更前   | 変更後         |
|------|---|-------------|
| 工事名  | 町道朗根内上俵真布線九線橋道路<br>災害復旧工事（下部工・護岸工）          | 同左          |
| 契約金額 | 57,456,000円                                 | 54,928,800円 |
| 契約先  | 美瑛町栄町4丁目4番13号<br>浜塚建設工業株式会社<br>代表取締役社長 濱塚 努 | 同左          |
| 変更内容 |   | 工事数量の確定による減 |

報告第2号

平成28年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

平成28年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

| 款         | 項        | 事業名                              | 金額      | 翌年度繰越額  | 左の財源内訳        |                                  |       |
|-----------|----------|----------------------------------|---------|---------|---------------|----------------------------------|-------|
|           |          |                                  |         |         | 既収入特定財源       | 未収入特定財源                          | 一般財源  |
| 2. 総務費    | 1. 総務管理費 | 社会保障・税番号制度システム整備事業               | 808     | 808     |               | 国庫支出金<br>808                     |       |
|           |          | 防災活動事業                           | 1,265   | 1,265   |               |                                  | 1,265 |
|           |          | 総務費計                             | 2,073   | 2,073   |               | 808                              | 1,265 |
| 3. 民生費    | 1. 社会福祉費 | 臨時福祉給付金支給事業(経済対策)                | 38,937  | 38,937  |               | 国庫支出金<br>38,937                  |       |
|           |          | 民生費計                             | 38,937  | 38,937  |               | 38,937                           |       |
| 6. 農林水産業費 | 1. 農業費   | 強い農業づくり交付金事業                     | 693,052 | 693,052 |               | 道支出金<br>693,052                  |       |
|           |          | 産地パワーアップ事業                       | 29,350  | 29,350  |               | 道支出金<br>29,350                   |       |
|           |          | 農林水産業費計                          | 722,402 | 722,402 |               | 722,402                          |       |
| 7. 商工費    | 1. 商工費   | 道の駅改修事業(地方創生拠点整備交付金)             | 21,000  | 21,000  | 繰入金<br>10,000 | 国庫支出金<br>10,000                  | 1,000 |
|           |          | 白金インフォメーションセンター整備事業(地方創生拠点整備交付金) | 112,563 | 112,563 | 繰入金<br>10,700 | 国庫支出金<br>56,250<br>地方債<br>42,700 | 2,913 |
|           |          | 商工費計                             | 133,563 | 133,563 | 20,700        | 108,950                          | 3,913 |
| 8. 土木費    | 2. 道路橋梁費 | 美沢17線道路改良舗装事業(経済対策)              | 38,000  | 38,000  |               | 国庫支出金<br>23,400<br>地方債<br>13,800 | 800   |
|           |          | 美園村山線道路改良舗装事業(経済対策)              | 22,000  | 22,000  |               | 国庫支出金<br>12,000<br>地方債<br>9,500  | 500   |
|           |          | 北瑛旭第6線道路改良舗装事業(経済対策)             | 48,000  | 48,000  |               | 国庫支出金<br>29,250<br>地方債<br>17,800 | 950   |

(単位：千円)

| 款              | 項                      | 事業名                   | 金額        | 翌年度<br>繰越額 | 左の財源内訳      |                                   |        |
|----------------|------------------------|-----------------------|-----------|------------|-------------|-----------------------------------|--------|
|                |                        |                       |           |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源                       | 一般財源   |
| 10. 教育費        | 4. 都市<br>計画費           | 丸山通り線道路整備事業<br>(経済対策) | 120,500   | 120,500    |             | 国庫支出金<br>47,400<br>地方債<br>69,400  | 3,700  |
|                |                        | 土木費計                  | 228,500   | 228,500    |             | 222,550                           | 5,950  |
|                | 2. 小学校費                | 美瑛小学校改修事業<br>(経済対策)   | 358,076   | 358,076    |             | 国庫支出金<br>87,424<br>地方債<br>209,600 | 61,052 |
|                |                        | 教育費計                  | 358,076   | 358,076    |             | 297,024                           | 61,052 |
| 13. 災 害<br>復旧費 | 1. 公共土木<br>施設災害復<br>旧費 | 公共土木施設災害復旧事業          | 714,092   | 714,092    |             | 国庫支出金<br>642,600<br>地方債<br>71,400 | 92     |
|                | 2. 農林業施<br>設災害復旧<br>費  | 農業施設災害復旧事業            | 62,635    | 62,635     |             | 道支出金<br>52,700                    | 9,935  |
|                |                        | 災害復旧費計                | 776,727   | 776,727    |             | 766,700                           | 10,027 |
| 合              |                        | 計                     | 2,260,278 | 2,260,278  | 20,700      | 2,157,371                         | 82,207 |

報告第3号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲



平成28年度 事業報告書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 事業の概要

平成28年度は、「びばうし住宅団地」残分譲地5区画の内1区画を売払いすることができました。さらなる販売促進を目指し大阪、名古屋及び東京の3都市で開催された「北海道暮らしフェア2016」において分譲案内パンフレットを配置するなどのPR活動を行いました。

また、美馬牛駅前広場については、昨年度から宅地造成工事について、地域に対して説明と協議を継続して実施し、同意を得ることができました。

(1) 土地の売り払い

びばうし住宅団地 (平成28年6月9日契約)

上川郡美瑛町美馬牛北3丁目1203番88 727.25㎡

契約金額 4,959,000円

2 貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：円)

| 資産の部   |            | 負債・資本の部   |            |
|--------|------------|-----------|------------|
| 科目     | 金額         | 科目        | 金額         |
| 資産の部   |            | 負債の部      |            |
| 流動資産   |            | 固定負債      |            |
| 現金及び預金 | 7,391,433  | 長期借入金     | 12,825,600 |
| 事業未収金  | 998,846    | 負債の部合計    | 12,825,600 |
| 公有用地   | 21,796,155 | 資本の部      |            |
| 完成土地   | 18,272,968 | 資本金       |            |
|        |            | 基本財産      | 3,000,000  |
|        |            | 準備金       |            |
|        |            | 前期繰越準備金   | 32,170,544 |
|        |            | 当期純利益     | 463,258    |
|        |            | 資本の部合計    | 35,633,802 |
| 資産の部合計 | 48,459,402 | 負債・資本の部合計 | 48,459,402 |

### 3 財産目録（平成29年3月31日現在）

（単位：円）

#### 資産の部

##### 1. 流動資産

##### (1) 現金預金

|           |           |           |            |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| ア 普通当座預金  | 北海道銀行美瑛支店 | 4,391,433 |            |
| イ 定期預金    | 北海道銀行美瑛支店 | 3,000,000 | 7,391,433  |
| (2) 事業未収金 | 大町団地      |           | 998,846    |
| (3) 公有用地  | 美馬牛駅前広場   |           | 21,796,155 |
| (4) 完成土地  | びばうし住宅団地  |           | 18,272,968 |
|           | 資産合計      |           | 48,459,402 |

#### 負債の部

##### 1. 固定負債

|           |           |  |            |
|-----------|-----------|--|------------|
| (1) 長期借入金 | 美瑛町財政調整基金 |  | 12,825,600 |
|           | 負債合計      |  | 12,825,600 |

純正味財産 35,633,802

### 4 損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：円）

#### (1) 事業収益

|           |  |           |
|-----------|--|-----------|
| ①土地造成事業収益 |  | 4,959,000 |
|-----------|--|-----------|

#### (2) 事業原価

|            |  |           |
|------------|--|-----------|
| ①完成土地等売却原価 |  | 4,568,053 |
|------------|--|-----------|

#### (3) 販売費及び一般管理費

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| ①人件費 | 36,000  |         |
| ②経費  | 160,003 | 196,003 |

事業利益 194,944

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| (4) 事業外収益 |         |         |
| ①受取利息     | 300     |         |
| ②雑収益      | 268,014 | 268,314 |
| (5) 事業外費用 |         |         |
| ①支払利息     |         | 0       |
|           | 經常利益    | 268,314 |
|           | 当期純利益   | 463,258 |

平成29年度事業計画及び収支計画  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

1 事業計画

保有土地の管理、処分等により、地域コミュニティの振興等を図るため、「びばうし住宅団地」の残分譲地4区画の販売促進に努めます。また、美馬牛駅前広場については、宅地造成工事について地域の同意を得ましたので、宅地造成計画を推進するため、駐車場用地を町に売払います。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

| 科 目       | 予 算 額      | 摘 要        |
|-----------|------------|------------|
| 1 事業収入    | 7,883,000  | 土地売却収入     |
| 2 事業外収入   | 8,000      |            |
| (1) 利子収入  | 1,000      | 預金利息       |
| (2) 雑収入   | 7,000      | 北電等電柱土地使用料 |
| 3 借入金     | 1,000      | 短期借入金      |
| 4 繰越金     | 7,391,000  |            |
| (1) 現金・預金 | 4,391,000  |            |
| (2) 基本金   | 3,000,000  |            |
| 計         | 15,283,000 |            |

支 出

(単位：円)

| 科 目       | 予 算 額      | 摘 要    |
|-----------|------------|--------|
| 1 事業費     | 6,000      |        |
| (1) 土地取得費 | 2,000      |        |
| (2) 土地造成費 | 4,000      | 宅地造成費  |
| 2 管理費     | 260,000    |        |
| (1) 事業管理費 | 101,000    | 保有地草刈  |
| (2) 一般管理費 | 159,000    | 報酬、法人税 |
| 3 借入償還金   | 7,500,000  | 長期借入金  |
| 4 事業外支出   | 1,000      |        |
| 5 繰越金     | 7,516,000  |        |
| (1) 現金・預金 | 4,516,000  |        |
| (2) 基本金   | 3,000,000  |        |
| 計         | 15,283,000 |        |

報告第4号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

## 第12期営業報告書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

### 1 営業の概要

#### (1) 営業の経過及び成果

(有)美瑛物産公社は、美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的として平成18年1月19日に設立され、平成18年4月にオープンした物産販売施設「丘のくら」の運営を主に、以来情報の収集と提供、特産品等の研究開発及び製造、展示販売等を推進してきました。また、平成19年4月28日に道内97番目となる、道の駅びえい「丘のくら」として再出発し10年が経過したところです。

前年において、町内の観光客は約169万人となりましたが、本年は大雨などの影響により、前年より微減の約166万人でした。

本施設への年間入場者数も前年度対比12.4%減の24万7千人となりました。売上額については、道の駅びえい「丘のくら」が前年度対比7.5%減、ホテル「ラヴニール」が前年度対比9.3%増となりました。

施設も10年経過していることから、様々な修繕が発生し、経常利益は伸びませんでした。次年度においても、引き続き魅力的な商品の開発並びに来場者に対するより一層のサービスを心がけ、安定した経営を目指します。

#### (2) 営業成績及び財産の状況の推移

|       |              |
|-------|--------------|
| 総売上高  | 162,508,382円 |
| 経常利益  | 1,792,161円   |
| 当期純利益 | 1,156,023円   |
| 総資産   | 24,392,095円  |

### 2 貸借対照表

(単位：円)

| 資産の部   |            | 負債・資本の部  |            |
|--------|------------|----------|------------|
| 科目     | 金額         | 科目       | 金額         |
| 流動資産   | 24,392,095 | 流動負債     | 12,274,263 |
| 現金・預金  | 18,436,904 | 買掛金      | 6,566,112  |
| 売掛金    | 1,631,147  | 預り金      | 1,445,951  |
| 棚卸し    | 4,324,044  | 未払法人税等   | 636,100    |
|        |            | 未払消費税等   | 3,626,100  |
|        |            | 資本金      | 12,117,832 |
|        |            | 資本金      | 5,000,000  |
|        |            | 利益剰余金    | 7,117,832  |
| 資産の部合計 | 24,392,095 | 負債資本の部合計 | 24,392,095 |

3 損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：円)

(営業損益の部)

|               |            |             |             |
|---------------|------------|-------------|-------------|
| 1. 総売上高       |            |             |             |
| 飲食部門          | 28,829,076 |             |             |
| 物販部門          | 47,093,302 |             |             |
| 宿泊部門          | 68,446,652 |             |             |
| 体験部門          | 5,196,115  |             |             |
| 委託販売手数料       | 4,658,240  |             |             |
| 施設使用料         | 216,110    |             |             |
| 受託業務部門        | 7,915,000  |             |             |
| ネット販売部門       | 153,887    | 162,508,382 |             |
|               |            |             |             |
| 2. 売上原価       |            |             |             |
| 期首棚卸高         | 3,118,540  |             |             |
| 仕入高           | 52,945,817 |             |             |
| 期末棚卸高         | 4,138,855  | 51,925,502  |             |
| 売上総利益         |            |             | 110,582,880 |
|               |            |             |             |
| 3. 販売費及び一般管理費 |            |             |             |
| 販売費           | 56,525,415 |             |             |
| 一般管理費         | 53,303,641 | 109,829,056 |             |
| 営業利益          |            |             | 753,824     |

(営業外損益の部)

|           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4. 営業外収益  |           |           |           |
| 受取利息及び配当金 | 274       |           |           |
| その他雑収入    | 1,038,063 | 1,038,337 |           |
| 営業外収益     |           |           | 1,038,337 |

|          |  |  |           |
|----------|--|--|-----------|
| 經常利益     |  |  | 1,792,161 |
| 税引前当期利益  |  |  | 1,792,161 |
| 法人税及び住民税 |  |  | 636,138   |
| 当期純利益    |  |  | 1,156,023 |

#### 4 財 産 目 録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目  | 金 額        | 摘 要         |
|------|------------|-------------|
| 普通預金 | 13,856,773 | 北海道銀行美瑛支店   |
|      | 2,561,015  | 旭川信用金庫美瑛支店  |
|      | 684,028    | 美瑛町農業協同組合本所 |
|      | 102,464    | 住信SBIネット銀行  |
| 現 金  | 1,232,624  | 小口現金(釣り銭等)  |
| 計    | 18,436,904 |             |

#### 第13期事業計画及び収支計画

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

##### (1) 事業計画

本年度より、「ピ・エールカフェ」の運営もあわせて指定管理者となることから、専門の料理長を採用することで物産公社の飲食店3店舗のメニューを充実しながら誘客を図ります。また、道の駅びえい「丘のくら」では、美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、営業の核となる物産販売施設を最大限に活用し、情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発及び製造等を推進します。ホテル「ラヴニール」にあっては、ホームページの充実を図り、観光客と体験をセットにしたツアーを企画する等、集客に努めるとともに相互の連携から収益増を目指します。

##### (2) 収支計画

収 入

(単位：円)

| 科 目        | 予 算 額       | 説 明             |
|------------|-------------|-----------------|
| 1. 営業収益    | 200,038,000 |                 |
| (1) 飲食販売収益 | 62,530,000  | 自店売上(食堂・レストラン等) |
| (2) 物販販売収益 | 49,700,000  | 自店売上(特産品展示販売)   |
| (3) 委託販売収益 | 5,489,000   | 委託販売手数料         |
| (4) 施設使用料  | 250,000     | 施設使用料           |
| (5) 宿 泊 料  | 56,700,000  | ホテル宿泊料等         |
| (6) 体験使用料  | 1,000,000   | 体験使用料           |
| (7) 受託業務収益 | 23,999,000  | 指定管理委託料等        |
| (8) そ の 他  | 370,000     | 自動販売機・貸室使用料等    |
| 2. 営業外収益   | 28,000      | 預金利息他           |
| 収入合計       | 200,066,000 |                 |



## 支 出

(単位:円)

| 科 目       | 予 算 額       | 説 明              |
|-----------|-------------|------------------|
| 1. 営業費用   | 192,003,000 |                  |
| (1) 仕入原価  | 58,707,000  | 飲食・物販・体験         |
| (2) 一般管理費 | 51,697,000  | 修繕費、消耗品費、光熱水費他   |
| (3) 販 売 費 | 81,599,000  | 人件費、荷造包装費、リース料他  |
| 2. 租税公課   | 6,332,000   | 消費税・法人事業税(国・道・町) |
| 支 出 合 計   | 198,335,000 |                  |

報告第5号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

## 第8期事業報告書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

一般財団法人美瑛町農業振興機構は、美瑛町において地域農業を担う人づくり、農用地の利用調整事業を中心に各種農業政策事業の推進と農業情報を一元化することにより、農業者の利便性と農業の生産性の向上を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として設立し、各種事業を実施しました。

担い手育成対策事業では、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、公益財団法人北海道農業公社等の各種支援事業の活用と美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施しました。

農地の流動化対策では、農業経営規模の拡大や農地の集団化を図る農地保有の合理化を進める農業経営者に対して、美瑛町農業委員会等と連携し、農地売買支援事業等を活用しながら効率的な農用地の利用集積を図りました。

経営所得安定対策では、農業経営の安定を目的とする農業者への的確な事業内容の周知を行うとともに、受付及び交付事務等を迅速に行い事業の推進を図りました。また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となり、産地全体の底上げを図る「産地パワーアップ事業」と台風の罹災圃場において生産力回復を支援する「台風対応産地緊急支援事業」の計画策定及び申請事務を取り進めました。

土づくり対策事業では、農地の地力の維持・保全のため、引き続き土壌診断事業、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施しました。

農業技術研修センター(みのり)では、町より指定管理を受け、町民農園、土壌診断及び加工研修に取り組み、農業を通じた町民の交流と情報交換の場として施設の活用を図りました。また、農作物の研究試験栽培や展示圃の保全管理に努める等、本町の農業振興の拠点施設として運営管理に努めました。

また、国の多面的機能支払交付金を活用した事業を実施する美瑛町広域環境保全協議会広域協定運営委員会の事務局業務を担い、地域の共同活動を支援しました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

|           |              |
|-----------|--------------|
| 経常収益      | 138,954,629円 |
| 経常費用      | 138,286,820円 |
| 当期正味財産増減額 | 667,809円     |
| 正味財産期首残高  | 5,743,871円   |
| 正味財産期末残高  | 6,411,680円   |

2 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

| 資産の部   |            | 負債・正味財産の部   |            |
|--------|------------|-------------|------------|
| 科 目    | 金 額        | 科 目         | 金 額        |
| 流動資産   | 10,841,487 | 流動負債        | 4,429,807  |
| 現金・預金  | 8,257,607  | 未払金         | 4,209,396  |
| 未収金    | 2,583,880  | 預り金         | 220,411    |
|        |            | 正味財産        | 6,411,680  |
|        |            | 正味財産        | 6,411,680  |
| 資産の部合計 | 10,841,487 | 負債・正味財産の部合計 | 10,841,487 |

3 財産目録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目  | 金 額       | 摘 要         |
|------|-----------|-------------|
| 普通預金 | 8,257,607 | 美瑛町農業協同組合本所 |
| 計    | 8,257,607 |             |

## 4 正味財産増減計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

| 科 目              | 金 額         |
|------------------|-------------|
| 1 経常収益           |             |
| (1) 基本財産運用益      | 170         |
| (2) 事業収益         | 63,421,757  |
| (3) 受取負担金        | 29,844,255  |
| (4) 受取補助金        | 45,463,037  |
| (5) 雑収益          | 225,410     |
| 経常収益計            | 138,954,629 |
| 2 経常費用           |             |
| (1) 運営費          | 27,021,374  |
| (2) 担い手育成対策事業    | 19,050,189  |
| (3) 土づくり対策事業     | 74,021,912  |
| (4) 指定管理事業       | 9,626,358   |
| (5) 農業振興総合対策事業   | 88,749      |
| (6) 多面的機能支払交付金事業 | 8,478,238   |
| 経常費用計            | 138,286,820 |
| 当期経常増減額          | 667,809     |
| 3 経常外収益          |             |
| (1) 経常外収益        | 0           |
| 経常外収益計           | 0           |
| 4 経常外費用          |             |
| (1) 経常外費用        | 0           |
| 経常外費用計           | 0           |
| 当期経常外増減額         | 0           |
| 当期正味財産増減額        | 667,809     |
| 正味財産期首残高         | 5,743,871   |
| 正味財産期末残高         | 6,411,680   |

第9期事業計画及び収支計画

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 事業計画

本町農業の振興に寄与することを目的に、農業の基盤である担い手と農地の確保による「人と農地」の一体化を図りながら、各種農業振興策推進のための機能と情報を一元化し、地域農業振興に向けた関連事業を推進します。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

| 科 目        | 予 算 額       | 摘 要            |
|------------|-------------|----------------|
| 1 基本財産運用収入 | 2,000       | 基本財産利息         |
| 2 負担金収入    | 43,119,000  |                |
| (1) 町負担金   | 19,520,000  |                |
| (2) 農協負担金  | 23,599,000  |                |
| 3 補助金収入    | 66,523,000  | 中山間補助金         |
| 4 事業収入     | 38,593,000  | 堆肥運搬支援事業、受託事業等 |
| 5 雑収入      | 48,000      |                |
| 6 繰越金      | 2,743,000   |                |
| 計          | 151,028,000 |                |

支 出

(単位：円)

| 科 目            | 予 算 額       | 摘 要            |
|----------------|-------------|----------------|
| 1 運営費          | 45,467,000  | 給料、賃金、賃借料等     |
| 2 事業費          | 104,561,000 |                |
| (1) 担い手育成対策事業  | 31,693,000  | 担い手育成支援等       |
| (2) 土づくり対策事業   | 62,900,000  | 緑肥、堆肥運搬支援等     |
| (3) 指定管理事業     | 8,296,000   | 農業技術研修センター指定管理 |
| (4) 農業振興総合対策事業 | 1,672,000   | アライグマ被害対策等     |
| 3 予備費          | 1,000,000   |                |
| 計              | 151,028,000 |                |

報告第6号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

## 第5期事業報告書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日)

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の経過及び成果

当法人は、本町の農林業、商工業、観光業が相互に連携し、まちづくりの主体として各種事業の推進により、まちづくりの振興に寄与することを目的に設立されました。

平成28年度においては、産業連携の方法、課題解決に向けた活性化策などをまとめた当法人の基本的な方針である「丘のまちびえい活性化プラン」に基づき各種事業を展開しました。

特産品アンテナショップ事業では、東京のアンテナショップ「丘のまち美瑛」において、本町の農畜産物、農畜産加工品、特産品の販売と観光PR、移住促進等の取り組みを通して、知名度の向上と地域ブランドの推進に取り組み、売上額が対前年比25.7%増を達成することができました。

産業振興研修助成事業では、本町の産業、経済の活性化のため、産業関係団体が実施する視察研修等に対する助成を行いました。

国際観光交流推進事業では、専門的人材の活用による国際観光交流の推進に向けた課題整理と今後の施策に向けた調査視察を実施し、増加する海外観光客に対しての情報発信戦略と受入体制の整備の推進に取り組みました。

美瑛ブランディング事業では、8品目について新たに「ビエイティフル」認定を行い、美瑛プレミアムブランド「ビエイティフル」の訴求に向けた知的財産権の取得や情報発信、その普及に向け取り組みました。

6次産業化事業では、美瑛産の野菜等を活用した製品の6次産業化に向けた事業化の支援と普及に向け取り組みました。

地域食材活用普及事業では、美瑛産食材を活用したメニューや商品ブランド化を推進する取り組みとして、美瑛豚を活用したびえい豚テキメニューの普及や食育体験活動等に取り組みました。

情報発信事業では、近年増えている外国人観光客に向けた情報発信環境の整備など、地域の魅力を国内外に効果的に発信するための取り組みを行いました。

また、美瑛町活性化交流施設の指定管理者として、子どもから高齢者の交流の場や休憩、滞留の場を提供するとともに、地域の芸術文化や食を発信し、中心市街地への交流人口増加促進に取り組みました。



(2) 事業成績及び財産の状況の推移

|           |             |
|-----------|-------------|
| 経常収益      | 99,944,584円 |
| 経常費用      | 98,951,902円 |
| 当期正味財産増減額 | 752,982円    |
| 正味財産期首残高  | 3,998,373円  |
| 正味財産期末残高  | 4,751,355円  |

2 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

| 資産の部   |           | 負債・正味財産の部   |           |
|--------|-----------|-------------|-----------|
| 科 目    | 金 額       | 科 目         | 金 額       |
| 流動資産   | 7,785,122 | 流動負債        | 3,033,767 |
| 現金・預金  | 1,294,142 | 未払金         | 2,756,778 |
| 未収金    | 6,121,121 | 未払法人税       | 239,700   |
| 棚卸資産   | 309,859   | 預り金         | 37,289    |
| 仮払金    | 60,000    |             |           |
|        |           | 正味財産        | 4,751,355 |
|        |           | 正味財産        | 4,751,355 |
| 資産の部合計 | 7,785,122 | 負債・正味財産の部合計 | 7,785,122 |

3 財産目録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目  | 金 額       | 摘 要         |
|------|-----------|-------------|
| 普通預金 | 230,773   | 美瑛町農業協同組合本所 |
|      | 953,779   | 旭川信用金庫美瑛支店  |
|      | 30,000    | 北海道銀行美瑛支店   |
| 現金   | 79,590    | 小口現金(釣り銭等)  |
| 計    | 1,294,142 |             |

4 正味財産増減計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日）

（単位：円）

| 科 目               | 金 額        |
|-------------------|------------|
| 1 経常収益            |            |
| （1）基本財産運用益        | 362        |
| （2）受取補助金          | 50,208,000 |
| （3）受取負担金          | 40,290,000 |
| （4）雑収益            | 9,446,222  |
| 経常収益計             | 99,944,584 |
| 2 経常費用            |            |
| （1）運営費            | 19,960,868 |
| （2）特産品アンテナショップ事業  | 2,800,000  |
| （3）産業振興研修助成事業     | 4,460,300  |
| （4）国際観光交流推進事業     | 2,825,871  |
| （5）美瑛ブランディング事業    | 6,469,700  |
| （6）6次産業化事業        | 65,230     |
| （7）地域食材活用普及事業     | 711,185    |
| （8）情報発信事業         | 11,533,800 |
| （9）定住促進事業         | 1,188,000  |
| （10）丘のまち交流館管理運営事業 | 44,239,493 |
| （11）西美の杜美術館管理運営事業 | 4,697,455  |
| 経常費用計             | 98,951,902 |
| 当期経常増減額           | 992,682    |
| 3 経常外収益           |            |
| （1）経常外収益          | 0          |
| 経常外収益計            | 0          |
| 4 経常外費用           |            |
| （1）経常外費用          | 0          |
| 経常外費用計            | 0          |
| 当期経常外増減額          | 0          |
| 税引前当期一般正味財産増減額    | 992,682    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 239,700    |
| 当期正味財産増減額         | 752,982    |
| 正味財産期首残高          | 3,998,373  |
| 正味財産期末残高          | 4,751,355  |

## 第6期事業計画及び収支計画

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

### 1. 事業計画

本町のまちづくりの振興に寄与することを目的に、地域活性化に向けた基本的な方針を示す「丘のまちびえい活性化プラン」の具体化を目指し、地域価値向上の取り組みを重点的に、特産品アンテナショップ事業、国際観光交流推進事業、美瑛ブランディング事業や地域食材活用普及事業等、地域活性化に向けた関連事業を推進します。

また、丘のまち交流館「ビ・エール」を拠点としたまちの芸術や地域文化の魅力の発信、地域コミュニティや都市との交流の促進を図ります。

### 2 収支計画

#### 収 入

(単位：円)

| 科 目        | 予 算 額      | 摘 要    |
|------------|------------|--------|
| 1 基本財産運用収入 | 3,000      | 基本財産利息 |
| 2 補助金収入    | 54,589,000 | 美瑛町補助金 |
| 3 負担金収入    | 24,789,000 | 指定管理料  |
| 4 雑収入      | 100,000    | 施設使用料等 |
| 計          | 79,481,000 |        |

#### 支 出

(単位：円)

| 科 目             | 予 算 額      | 摘 要             |
|-----------------|------------|-----------------|
| 1 運営費           | 20,224,000 | 人件費、賃借料他        |
| 2 事業費           | 59,227,000 |                 |
| (1) 産業振興研修助成事業  | 5,000,000  | 各種研修助成          |
| (2) DMO推進事業     | 12,390,000 | CRM導入事業等        |
| (3) 国際観光交流推進事業  | 1,500,000  | インバウンド受入等       |
| (4) 美瑛ブランディング事業 | 8,982,000  | アンテナショップ、ビ・エール等 |
| (5) 特産物開発PR支援事業 | 1,610,000  | 美瑛産食材普及等        |
| (6) 情報発信事業      | 2,313,000  | 写真文化発信事業等       |
| (7) 定住促進事業      | 2,643,000  | 空き家バンク運営等       |
| (8) 丘のまち交流館運営事業 | 24,789,000 | ビ・エール施設管理運営     |
| 3 予備費           | 30,000     |                 |
| 計               | 79,481,000 |                 |

## 意見書案第1号

### 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年6月23日

|     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 提出者 | 議員 | 野村 | 祐司 |
| 賛成者 | 議員 | 大坪 | 正明 |
| 賛成者 | 議員 | 佐藤 | 剛敏 |

### 「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されていますが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっています。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところです。

山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であることから、下記の制度創設について実現を強く求めるものです。

## 記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得

る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
環境大臣 殿

## 意見書案第2号

### 地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年6月23日

|     |    |   |   |   |   |
|-----|----|---|---|---|---|
| 提出者 | 議員 | 角 | 和 | 浩 | 幸 |
| 賛成者 | 議員 | 京 | 屋 | 愛 | 子 |
| 賛成者 | 議員 | 佐 | 藤 | 剛 | 敏 |

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

## 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影

響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

経済産業大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当） 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 殿



## 意見書案第3号

### 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年6月23日

|     |    |      |
|-----|----|------|
| 提出者 | 議員 | 佐藤晴観 |
| 賛成者 | 議員 | 野村祐司 |
| 賛成者 | 議員 | 大坪正明 |

### 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46万1千人と、給与所得者の約3割に達しています。また、道内の非正規労働者91万人（雇用労働者の39.7%）のうち、29万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

## 記

1. 「できる限り早期に全国最低800円を確保」、「平成32年までに全国平

均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額896円）を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

北海道労働局長 殿  
北海道地方最低賃金審議会長 殿

意見書案第4号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

平成29年6月23日

|     |    |    |    |
|-----|----|----|----|
| 提出者 | 議員 | 佐藤 | 剛敏 |
| 賛成者 | 議員 | 八木 | 幹男 |
| 賛成者 | 議員 | 角和 | 浩幸 |

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、2017年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、19,760人（初年度分3,060人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまりました。連合総研の報告によると、教職員の7～8割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン80時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要です。

OECDの発表によると、2013年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、依然として平均の4.5%を大きく下回り、加盟33カ国中ワースト2位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかです。また、厚労省から発表された2012年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と

約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっています。このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体において、その措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教職員定数改善など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要望します。

## 記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

5. 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現すること。
6. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現すること。
7. 教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要である。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一

内閣総理大臣 殿  
衆議院議長 殿  
総務大臣 殿  
財務大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
内閣府特命大臣（地域創生担当） 殿

(別 紙)

平成29年6月23日

議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

- 1 「日本で最も美しい村」連合総会及びフェスティバル
  - (1) 目 的 最も美しい村運動のさらなる深化に向けた学びと友好を深めることで、本町の美しいまちづくりに資する。
  - (2) 派遣場所 山形県飯豊町 町民総合センター「あ～す」ほか
  - (3) 期 間 平成29年6月28日から
  - (4) 派遣議員 濱田洋一議長、佐藤晴観議員、京屋愛子議員  
大坪正明議員
  
- 2 平成29年度北海道びえい会総会並びに親睦会
  - (1) 目 的 産業及び文化振興に資する。
  - (2) 派遣場所 札幌市 センチュリーロイヤルホテル
  - (3) 期 間 平成29年7月2日
  - (4) 派遣議員 濱田洋一議長、角和浩幸議員
  
- 3 北海道町村議会議員研修会
  - (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資する。
  - (2) 派遣場所 札幌市 札幌コンベンションセンター
  - (3) 期 間 平成29年7月4日
  - (4) 派遣議員 全議員
  
- 4 全国森林環境税創設 総決起大会（第24回定期総会）
  - (1) 目 的 森林の公益的機能から、森林環境税の創設を求め町振興に資する。
  - (2) 派遣場所 高知県高知市 ザ クラウンパレス新阪急高知
  - (3) 期 間 平成29年7月19日から7月21日
  - (4) 派遣議員 杉山勝雄副議長、中村俱和議員

5 議会広報研修会

- (1) 目 的 議会広報の向上、発展に資する。
- (2) 派遣場所 札幌市 ホテルポールスター札幌
- (3) 期 間 平成29年8月22日
- (4) 派遣議員 野村祐司議員、佐藤剛敏議員、京屋愛子議員  
大坪正明議員

平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

総務文教常任委員会委員長 角 和 浩 幸

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお願いいたします。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 調査事項  | (1) 総務課の所管に関する事。<br>(2) 政策調整課の所管に関する事。<br>(3) 税務課の所管に関する事。<br>(4) 住民生活課の所管に関する事。<br>(5) 保健福祉課の所管に関する事。<br>(6) 教育委員会の所管に関する事。<br>(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。<br>(8) 監査委員の所管に関する事。<br>(9) 病院事業に関する事。<br>(10) 総務文教に関する事。<br>(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。  |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣   |
| 4 調査期間  | 平成29年6月定例議会から次期定例議会まで   |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外  |



平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

産業経済常任委員会委員長 佐 藤 晴 観

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 経済文化振興課の所管に関する事。<br>(2) 農林課の所管に関する事。<br>(3) 建設水道課の所管に関する事。<br>(4) 農業委員会の所管に関する事。<br>(5) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成29年6月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |

平成29年6月23日

美瑛町議会議長 濱 田 洋 一 様

議会運営委員会委員長 福 原 輝美子

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 調査事項  | (1) 議会の運営等に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等<br>(3) 議長の諮問に関する事項<br>(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的  | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。   |
| 3 調査方法  | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣  |
| 4 調査期間  | 平成29年6月定例議会から次期定例議会まで  |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外   |